大洲市建設工事検査基準

(趣旨)

第1条 この検査基準は、大洲市建設工事検査規程(平成17年大洲市訓令第4 1号。以下「検査規程」という。)第22条の規定に基づき、検査規程第1条 に規定する工事(以下「工事」という。)検査の実施に関し必要な事項を定め るものとする。

(工事の範囲)

- 第2条 検査の対象とする工事は、次に掲げるものとする。
 - (1) 直営で施行するもの。
 - (2) 請負に対して施行するもの。
 - (3) 委託又は他の公共団体から受託して施行するもの並びに測量、調査及び設計

(検査の区分)

- 第3条 検査の区分の範囲は、次のとおりとする。ただし、検査を行う者(以下「検査者」という。)は、当該工事の監督員を兼ねることができない。
 - (1) 当初設計金額が130万円を超える工事の工事検査及び当初設計金額が50万円を超える工事関連業務の業務検査は、工事検査官、工事検査員、委託検査員、工事を担当する課長又は工事を担当する課長が指名した職員
 - (2) 当初設計金額が130万円以下の工事の工事検査、当初設計金額が50 万円以下の工事関連業務の業務検査は、予算を所管する課長
- 2 前項第2号に掲げる工事検査又は業務検査であって次の各号のいずれかに該当するときは、予算を所管する課長が指名した職員が当該検査を行うことができる。この場合において、検査を終えたときは、指名された職員は、当該検査の状況その他必要な事項を指名した予算を所管する課長に報告しなければならない。
 - (1) 工事が軽易又は特殊なものであるとき。
 - (2) 検査業務の集中により検査に支障が生じるおそれがあるとき。
 - (3) その他予算を所管する課長が必要と認めるとき。

(検査の方法)

- 第4条 検査は、工事の出来高を対象として、契約図書に基づき、実施状況、出 来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。
- 2 検査規程第6条ただし書に規定する公的な説明に類するものは、検査規程第 19条に規定する材料検査表又は工事の材料の強度試験、電線機器の絶縁抵抗 及び耐力試験、管の水圧、通水若しくは通気試験その他の機械器具の性能試験 についての品質証明書とする。
- 3 検査規程第7条第1項ただし書に規定する軽微な破壊検査は、次に掲げると ころにより行わなければならない。
 - (1) 擁壁等ののり長又は根入れの深さの確認にあっては、掘削又はせん孔
 - (2) 舗装における表層、基層及び路盤の厚さ並びにこれらの品質の確認にあっては、コアーの抜取り又は掘削

- (3) 裏込め材、胴込めコンクリート及び裏込めコンクリート、築石等の厚さ、 控長等の確認にあっては、築石等を抜取り若しくは取外し、掘削又はせん孔
- (4) コンクリートの強度、配合状況、練り込み及び締固めの状態、厚さ等の確認にあっては、部分的掘削、せん孔又はコアーの抜取り
- (5) 前各号に掲げるもの以外の確認にあっては、これらに掲げる方法に準ずる方法
- 4 検査規程第7条第2項、検査基準第6条及び第7条に規定する破壊検査は、 次の各号のいずれかに該当し、かつ、検査者において、他の方法によって工事 の施工の適否を確認することができない場合に限り、行うものとする。
 - (1) 設計図書で監督員の検査を受けて使用すべきものと指定した工事の材料 について、その検査を受けないで使用し、又はその検査で不合格となった工 事の材料を使用したと諸般の状況により客観的に認められるとき。
 - (2) 設計図書で監督員の立会を受けて調合し、若しくは施工すべきものと指定した工事の材料の調合又は工事の施工について、その立会を受けないで行ったとき。
 - (3) 設計図書で見本又は工事中写真等の記録を整備すべきものと指定した工事の材料の調合又は工事の施工について、その記録を整備しないで行ったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、工事の施工について、設計図書に適合していないなど諸般の状況により客観的に認められるとき。

(実施状況の検査)

第5条 実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全管理及び工事管理 状況に関する各種の記録(写真、ビデオによる記録を含む。)と契約図書とを 対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第6条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録 と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部から の観察、出来形図、写真等により出来形の適否を判定することが困難な場合は、 検査者は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第7条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対 比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理 の状況を示す資料、写真等により品質の適否を判定することが困難な場合は、 検査者は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第8条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的 な外観について目視、観察により行うものとする。

(検査の基準)

第9条 検査の内容及び工事における出来形の適否の判定は、別表第1、別表第2及び別表第3により行うこととし、その規格値は愛媛県土木工事施工管理基準によるものとする。

(完了の確認)

- 第10条 完成検査の結果、工事の完成を確認した場合は、工事検査復命書に 「上記の工事は、契約図書に基づき検査を行った結果、これらのとおり完成し たことを確認する。」と明記しなければならない。
- 2 既成部分検査の結果、工事の出来形部分を確認した場合は、工事検査復命書 に「上記の工事は、契約図書に基づき検査を行った結果、既成部分の出来形は、 既成部分出来高調書に適合していることを確認する。」と明記しなければなら ない。

(書類等の省略)

- 第11条 工事の完成出来形の形状及び内容が設計図書と比較照合して相違ない場合は、検査規程第21条第1項第2号に規定するもののほか検査規程第11条第3項に規定する工事完成出来形調書の添付を省略することができる。この場合においては、工事検査復命書に「完成出来形は、設計図書と相違ないので、工事完成出来形調書及び出来形展開図の添付を省略する。」と明記しておかなければならない。
- 2 既成部分検査の結果、既成部分の出来形が、既成部分検査請求書に添付した 既成部分出来形調書及び出来形展開図と比較照合して相違ない場合は、検査規 程第21条第1項第2号に規定するもののほか、既成部分出来形調書の工事検 査復命書への添付を省略することができる。この場合において、工事検査復命 書及び工事検査済通知書に「既成部分の出来形は、既成部分検査請求書に添付 された既成部分出来形調書及び出来形展開図と相違ないので、添付を省略す る。」と明記しておかなければならない。

(補足)

第12条 この検査基準に定めるもののほか、工事の検査の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- この検査基準は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この検査基準は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この検査基準は、平成22年3月1日から施行する。 附 則
- この検査基準は、平成25年6月1日から施行する。

別表第1 実施状況の検査留意事項

70 10 17 1	7,000	
項目	関係書類	内容
履行状況		指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況、その他 契約書等の履行状況
工事施工状 況	施工計画書、工事に関する協議録 等	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
工程管理	実施工程表、工事に関する協議録	工程管理状況及び進ちょく内容
安全管理	契約図書、工事に関する協議録等	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況

別表	き第 2	2 出来形寸法	検査基準		
	工		検査内容	検 査 密 度	
共通	一般施工	通	基準高、変位、根入 長、延長	250枚につき 1 箇所以上(ただし、施工延長250 枚以下の場合は、2 箇所以上)	
		的工種 柱	厚さ、法長、間隔、 幅、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200 m以下の場合は、2箇所以上)	
		基礎工	基準高、根入長、偏心	1基又は1目地間隔当たり1箇所以上	
		石・ブロック積 (張)工	基準高、法長、厚さ、 延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100 m以下の場合は、2箇所以上)	
		般舗	基準高、幅、厚さ	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200 m以下の場合は、2箇所以上) 厚さは、1kmにつき1箇所以上	
			基準高、幅、厚さ、横 断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は、200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は、2箇所以上)厚さは、施工面積10,000m2につき1箇所以上コ	
				アーにより検査 (ただし、施工面積10,000m2以 下の場合は2箇所以上)	
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延 長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200 m以下の場合は、2箇所以上)	
	土	H	基準高、幅、法長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200 m以下の場合は、2箇所以上)	
河川			基準高、幅、厚さ、高 さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200 m以下の場合は、2箇所以上)	
	浚		基準高、幅、深さ、延		
	植水	門 · 樋 管 門	さ、延長	樋門・樋管、水門は本体部、呑口部につき構造 図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに2箇所以上	
海	堤区	方護岸	基準高、幅、厚さ、	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m	
岸		是・人口岬	高さ、法長、延長	以下の場合は、2箇所以上)	
	海垣	成堤防			
	浚港	柴(海)	基準高、幅、深さ、 延長		
砂			基準高、幅、厚さ、延	構造図の寸法表示箇所の任意箇所	
防	流	路	基準高、幅、厚さ、高 さ延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200 m以下の場合は、2箇所以上)	
	斜	面対策	基準高、幅、厚さ、高 さ延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100 m以下の場合は、2箇所以上)	
ダム	コン	/クリートダム	基準高、幅、ジョイン ト間隔、延長	5ジョイントにつき1箇所以上	
	フィ	イルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上	

	Τ.		種		横査内容	検 査 密 度		
道	道	路	改	良	基準高、幅、厚さ、高	100mにつき 1 箇所以上(ただし、施工延長100		
路					さ延長	m以下の場合は、2箇所以上)		
	橋	梁	下		基準高、幅、厚さ、高 さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は、同種構造物ごとに1基以上につき構造 図の寸法表示箇所の任意部分		
	鋼 橋 上 部			船	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、 キャンバー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所 の任意部分 その他は、5径間未満は2箇所以上、5径間以上 は2径間につき1箇所以上		
		コンクリート橋 上部			部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所 の任意部分 その他は、5径間未満は2箇所以上、5径間以 上は2径間につき1箇所以上		
	7	ン	ネ	ル	基準高、幅、厚さ、高 さ、深さ、間隔、延長	両杭口部を含めて、100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は、両杭口部を含めて3箇所以上)		
その)他(り構造	适物		工種に応じ、基準高、 幅、厚さ、高さ、深	同種構造物ごとに適宜決定する。		
港湾	浚渫・床堀				区域内の水深(底面・ 法面)	50m (床堀 100m) につき1箇所以上(ただし、施工延長50m (床堀100m) 以下の場合は、 2箇所以上)		
		改良			延長、天端高、先端深 度	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)		
	抵抗	九用マ		助	重ね幅、延長	適宜		
		・均			天端基準高、天端幅、 延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)		
					(製作) 高さ、幅、長さ、壁 厚、底版厚さ、対角線 (据付) 法線に対する出入、 目地間隔	1基につき1箇所以上		
	中語	中詰工			天端高	適宜		
	上部コンクリー トエ		_	天端高、厚さ、天端 幅、延長、法線に対す る出入	適宜			
	法履·波返工			基準高、波返し幅、高 さ、厚さ	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100 m以下の場合は、2箇所以上)			
	リー	鋼杭、コンク リート杭			杭頭中心位置、杭天端 高傾斜	5本につき1箇所以上(ただし、施本数5本以下の場合は、2箇所以上)		
			 卡板	延長、法線に対する出 入り及び傾斜、天端高	施工枚数250枚(鋼管矢板125枚)につき1箇所 上(ただし、250枚(鋼管矢板125枚)以下の場 合は、2箇所以上)			
鼠緑地	植栽				樹高、幹周、枝張(葉 張)	適宜		
農業基	用	し			耕起深	1 ha当たり1箇所の割合で測定		
基盤	地造成	畑)			法勾配、幅、耕起幅、 側溝幅、側溝高さ	テラス延長1,000m当たりにつき1箇所以上測定		
	退路上 (耕作		炸	幅、厚さ、側溝幅、側 溝高さ	施工延長1,000m当たり1箇所測定			

	工	種	検 査 内 容	検 査 密 度
農	農用	土壤改良	ph測定	10ha当たり1箇所の割合で測定
業基	地	改良山成	基準高、法勾配	基準高は1ha当たり1箇所の割合で測定
基	造 成			法勾配は1,000m2当り1箇所以上の割合で測定
盤		表土扱い	厚さ	1ha当たり3点以上測定
	場	基盤整備	基準高、均平度	10耕区または端数ごとに1耕区抽出し、10 a 当
	整	田面整地		たり3点以上測定する。
	備			ただし、基準高の表示がない場合は、田面平均
		m+ m/l/		高で判定。
		畦畔工 ************************************	高さ、幅	施工延長2,000mにつき1箇所以上測定
			基準高、厚さ、幅、施	基準高、厚さ、幅について幹線道路は、施工延
		道)	工延長	長500mにつき1箇所以上測定。支線道路は、施工延長2,000mにつき1箇所以上測定
l ⊦	暗	吸水渠		布設深、間隔については10本につき、1本の割
	渠	火 小未	長	合で次により測定。上、下流端2箇所、ただ
	排		K.	し、1本の布設長が、100m以上の時は、中間点
	水			を加えた3箇所測定
		集水渠	布設深、施工延長	布設深については、施工延長500mにつき1箇所
				以上測定
	畑	管水路(園内	埋設深、延長	施工延長500m~600mに1箇所以上測定
		幹・支線水		ただし、500m未満は2箇所
	か	管水路(散水	埋設深、延長	10ブロックに1ブロックを選び2~3箇所を測
	んが	路)		定
	7)	スプリンクラー	ライザー高、吐出圧	
		各工(砂利	基準高、幅、測点間,	施工延長200mにつき1箇所以上
1 ' L	<u>道)</u>	Ab I do	距離、法長	延長200m以下のものは2箇所以上
林 道	丸太	、積土留工	高さ、長さ	施工延長50mにつき1箇所以上
I .— I	.(-)		士 ル 日ル	延長50m以下のものは2箇所以上
	さく		高さ、長さ	施工延長50mにつき1箇所以上
	筋コ			延長50m以下のものは2箇所以上 施工延長50mにつき1箇所以上
	月力 土	-	恒、文 〇	施工延長50mにつき1箇所以上 延長50m以下のものは2箇所以上
l ŀ	植栽	<u>}</u>		樹種毎に適宜
		、苗木)	1口/目十	1到1至14(二)地 日。
	(中・大苗木)			
	本数調整伐			施工面積5haにつき1箇所以上
	, //			面積 5 ha未満のものは 2 箇所以上
	枝落	すし	高さ	施工面積 5 haにつき 1 箇所以上
				面積 5 ha未満のものは 2 箇所以上
[下刈	IJ	刈払い状況	施工面積5haにつき1箇所以上
			お地において行ることも 原	面積5ha未満のものは2箇所以上

備考 (1)検査は、実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明等により、検査をすることができる。

(2)施工延長とは、施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

11.17	別农界 3 即員便且基準									
		L 種	Ì	検 査 内 容 検 査	方	法				
共通	材		料	品質及び形状は、設計 観察または品質証明書に 図書等と対比して適切 場合により実測する。	こより梢	食査する。				
	基	礎		支持力は、設計図書等 と対比して適切か 基礎工の位置、上部と の接合等は適切か	観察によ	こり検査する。				
	土工			士質、岩質は、設計図 書等と一致しているか 支持力又は密度は、設 計図書と対比して適切						
	鉄筋・無筋コンクリート			コンクリートの強度、 スランプ、塩化物総量 値、アルカリ骨材反応 対策等は、設計図書と 対比して適切か						
	構造物の機能			構造物又は付属設備等 主に実際に操作し検査する の性能は設計図書と対 比して適切か 主に実際に操作し検査する	する。					
道路	舗装	路	盤工	路盤材料の合成粒度 は、設計図書と対比し て適切か 主に施工管理記録及び 場合により実測する。	観察によ	じり検査する。				
		アスト舗	ファル 装工	アスファルト使用量、 骨材粒度、密度及び舗 装温度は設計図書と対 比して適切か 主に既に採取されたコラ に施工管理資料によりを 場合により実測する。						